

きょうと ふけいさつ 京都府警察の

ワークシート解答・解説編

動画はここだよ 7分53秒

さくら巡査と学ぶ

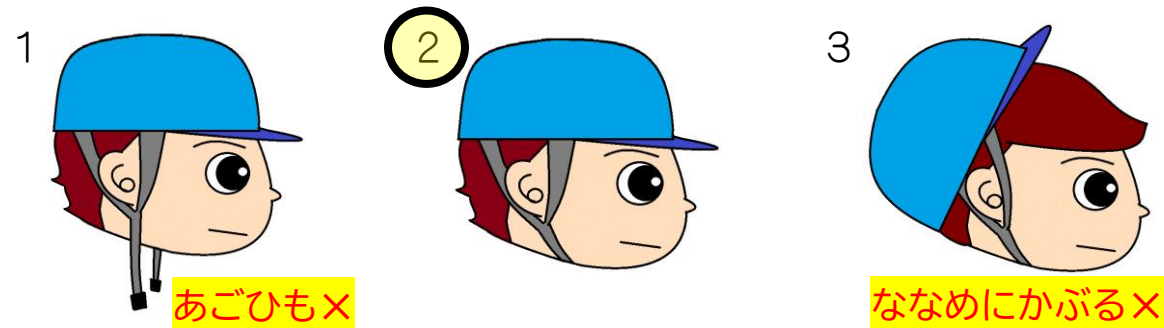
交通安全

道路交通法で、児童・幼児にヘルメットをかぶらせることは、保護者の努力義務と規定されています。(同乗幼児については運転者の義務として、京都府自転車条例で規定) 楽しく

ねらい： 自転車に乗るときは、保護者の方も、ヘルメットをかぶりましょう。

① 自転車に乗るとき、ヘルメットは大事な頭を守ってくれるよ。下のイラストの

中で、正しいヘルメットのかぶりかたの番号をえらんで○をしよう。



② 自転車クイズだよ。正しい答えの番号をえらんで○をしよう。

安全のため、車が通過しない左側で、乗り降りしましょう。

- ア 自転車は、1 右がわ 2 左がわ から乗りおりする。
- イ 小学生は、自転車で歩道を走ることが 1 できる 2 できない。
- ウ ひょうしきの正しい意味をえらぼう。

1 自転車は通れない。

2 自転車と歩行者は通ることができる。

1 自転車はあぶないときだけ、一時てい止をする。

2 自動車も自転車も、必ず一時てい止しなければならない。

③ 自転車で道路を安全に走ることができるように、( )の中に言葉を入れよう。

自転車は( 車 )のなかま！  
車道の( 左 )がわ通行がきほん。

( 12 )才以下の子どもと、70才以上の  
高れい者は、自転車で( 歩道 )を走ることができる。  
ただし、歩道は( 歩行者 )ゆう先！

( 止まれ 一時停止 )のひょうしきのあるところや、見えにくい  
交差点では、しっかり( 止まって )、まわりの安全をたしかめる！

まとめ 自転車に乗るときに、交通事故にあわない、おこさないために気をつけよ

うと思ったことを書いてみよう。



- 人を傷つけないようにルールを守る
- 歩道はゆっくり走る 左側通行を守る
- 交差点では、止まって安全を確認する
- スピードを出しすぎない など

自転車の安全な乗り方を、おうちの方にも教えてあげよう。

～ 保護者のみなさまへ ～

自転車は、車の仲間。ハンドルを握る子どもたちは、ドライバーです。誰でも気軽に運転できる便利な乗り物ですが、自分だけではなく、他の人の命も守る行動が求められます。ルールを軽視した乗り方は、交通事故に直結します。ここにあげているルールは、ほんの一部です。命を守るため、親子でヘルメットを着用するとともに、一緒にルールを学んでください。

※ 冒頭のQRコードから、ワークシートの解説をご覧いただけますので、参考にしてください。

